【その他の自動車】
52. 電気自動車、天然ガス自動車（H30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又はH21年排出ガス基準10％低減）（非課税）
53. プラグインハイブリッド自動車（非課税）
54. 01～26、52、53に該当しない乗用車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R3.12.31まで）
55. 01～26、52、53に該当しない乗用車（自家用：3/100、営業用：2/100）（R4.1.1以降）
56. 01～55に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）

15　上記14の01～51、54、55のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。
なお、「構造」の欄については、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車については「Ａ」、「Ｂ１」又は「Ｂ２」のいずれか該当する項目を選択すること。「Ａ」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「Ａ」以外の場合のうち（ろ）に掲げる要件に該当する場合を「Ｂ１」、「Ｂ１」以外のものを「Ｂ２」という。
（い）最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。　（ろ）乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
（は）運転室の前方に原動機を有するものであること。

16　「バリアフリー・ＡＳＶ特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
なお、「バス等」は専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）のことをいう。
01. ノンステップバス〈1,000万円控除〉（R5.3.31まで）
02. リフト付きバス（乗車定員30人以上の空港アクセスバス）〈800万円控除〉（R5.3.31まで）
03. リフト付きバス（乗車定員30人以上）〈650万円控除〉（R5.3.31まで）
04. リフト付きバス（乗車定員30人未満）〈200万円控除〉（R5.3.31まで）
05. ユニバーサルデザインタクシー〈100万円控除〉（R5.3.31まで）
06. ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置搭載車両）（８t超20t以下トラック（けん引車及び被けん引車を除く。））〈525万円控除（R3.10.31まで）〉
07. ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両）（５t以下バス等）〈350万円控除（R3.10.31まで）〉
08. ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両）（５t超12t以下バス等）〈350万円控除（R3.10.31まで）〉
09. ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両）（3.5t超８t以下トラック（けん引車及び被けん引車を除く。））〈350万円控除（R3.10.31まで）〉
10. ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両）（８t超20t以下トラック（けん引車及び被けん引車を除く。））〈350万円控除（R3.10.31まで）〉
11. ＡＳＶ（側方衝突警報装置）（８t超トラック（被けん引車を除く。））〈175万円控除（R5.3.31まで）〉

17　「グリーン化特例」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
また、令和２年度に新車新規登録された自動車については、５から７までのうち該当する番号を枠内に記入すること。
なお、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50％低減又は平成17年排出ガス基準75％低減達成車のことを、「PHV」はプラグインハイブリッド自動車のことを、「CD乗用車」はクリーンディーゼル乗用車のことをいう。

第十七号の11様式別表中「

特別 寡婦	寡婦 寡夫

」を「

ひとり親	寡婦

」に改め、同表の記載要領５中「地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）第１条の規定による改正前の地方税法第34条第３項及び第314条の２第３項に規定する寡婦控除額の控除の対象となる寡婦若しくはその他の寡婦又は寡夫」を「寡婦又はひとり親」に改める。